

指定介護予防短期入所生活介護 かなびのさと 運営規程

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が運営するユニット型指定介護老人福祉施設かなびのさと（以下「事業所」という。）に併設するユニット型介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、利用者1人ひとりの意思決定に常に配慮し、その意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：かなびのさと
- (2) 所在地：大阪府富田林市大字甘南備216番地

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は、20名とする。なお、当該事業と一体的に指定短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(ユニットの数及びユニット名)

第4条 ユニット数 : 2
ユニット名 : 「にこやか通り1丁目」 入所定員10名
 「にこやか通り2丁目」 入所定員10名

(職員の区分及び定数)

第5条 事業所として次の職員を置く。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 施設長 | 1名（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (2) 事務員 | 1名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (4) 介護職員 | 7名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |
| (8) 医師 | 1名（嘱託医） |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上（併設のユニット型指定介護老人福祉施設との兼務） |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第6条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者)
事業所の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、主査が職務を代行する。
- (2) 事務員
事業所の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) (管理) 栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 入所選考会議
- (3) サービス担当者的会議
- (4) 身体拘束の適正化委員会
- (5) 虐待防止委員会
- (6) 事故発生防止検討会議
- (7) 給食会議
- (8) 感染症対策委員会
- (9) 褥瘡予防対策委員会
- (10) 衛生委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

1 相談及び援助

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 介護

事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じて、以下の介護を適切な技術をもって行う。

また、事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(1) 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれに役割を持って行うよう適切に支援する。

(2) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行う。

(3) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立についての必要な援助を行う。

おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

(4) 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

(5) (1) から (4) のほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

3 食事支援

(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

4 社会生活上の便宜の提供等

(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

(2) 利用者が日常生活を行う上で必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

- (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- (4) 利用者の外出の機会を確保するよう努める。

5 機能訓練

利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

6 健康管理

- (1) 事業所の医師又は看護師は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (2) 事業所の医師は、その行った健康管理に対し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- (3) 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護について介護保険法第41条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業所は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 朝食409円、昼食492円、夕食544円
- (2) 滞在に要する費用 2,066円/日
- (3) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実 費（別途消費税要）
- (5) 預り金等管理費 1,600円/月
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実 費

4 事業所は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得

ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(介護予防短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護の内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び堺市（美原区）とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、滞在費等その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第13条 事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第15条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護の提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第16条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有

効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(利用開始及び終了)

第 17 条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(サービス提供の記録)

第 18 条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日、内容、保険給付その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用等に記録する。

2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により情報を提供する。

(保険給付のための証明書交付)

第 19 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 20 条 事業所は、利用者が、その有する能力に応じて、自ら生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーに配慮して行う。

4 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5 事業所の職員はサービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨として、利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

6 事業所は介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

7 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第21条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 短介護予防期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

3 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

4 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者及び居宅支援事業者に交付する。

5 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(介護)

第22条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う。

4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

9 事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事)

第23条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要

な支援を行う。

- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 24 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第 25 条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 事業者は常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(機能訓練)

第 26 条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能改善又は維持のための訓練を行う。

(健康管理)

- 第 27 条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 事業所の医師は、その行った健康管理に対し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第 28 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。
- (1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第 29 条 事業所の管理者は、当該事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 事業所の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

(1) 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員または看護職員を配置する。

(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 事業所は、当該事業所の職員によって指定介護予防短期入所生活介護を提供する。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第 31 条 事業所はユニットの定員を超えて利用させない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(緊急時等の対応)

第 32 条 事業所は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 33 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、当該事業利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 34 条 事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓

練を年2回以上行う。

- 2 事業所は、消防法に準拠して非常災害に関する「自然災害発生時における事業継続計画（BCP）」を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

（衛生管理等）

第35条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。
 - （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前2号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒が発生した際には、「指定感染症等感染症発生時における事業継続計画（BCP）」に沿った対応を行う。

（重要事項の掲示）

第36条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報の保護）

第37条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第38条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

（苦情処理）

第39条 事業所は、その提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第40条 事業所は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等の地域との交流を図る。

(会計の区分)

第41条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の事業会計と、その他の事業会計とを区
分する。

(記録の整備)

第42条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日（介護予防短期入所生活介護計画にあっては、当該計画の完了の日）から5年間保存する。
 - (1) 介護予防短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 利用者に関する保険者への通知に関する記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第43条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な
措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備及び虐待防止委員会の設置
- (2) 虐待防止に関する責任者と運営担当者の選定及び設置
- (3) 職員の人権意識の向上・知識や技術の向上のために研修の実施
- (4) 施設サービス計画の作成など、適切な支援の実施
- (5) 介護にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り

組める環境の整備

(6) 成年後見制度の利用支援。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所または介護者による虐待を受けたと思われるケースを発見した場合は速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

(身体拘束の適正化に関する事項)

第44条 事業所は、サービス提供に当たっては当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、身体拘束の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化委員会を設置する
- (2) 身体拘束をせざるを得ない場合の支援のあり方マニュアルの整備
- (3) 身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修の実施

(施設利用にあたっての留意事項)

第45条 利用者がサービスの提供を受けるに際しての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 喫煙は決められた場所で、飲酒は時間・場所を決めて、他の利用者に迷惑をかけないように行うこと。
- (2) 貴重品については原則自己管理のこと。健康保険証、介護保険証、各種障害者手帳等については事業所において管理できることとする。
- (3) 居室、設備、器具等の使用については本来の目的以外の使用により破損が生じた場合、利用者又は家族等に賠償を求めることがある。
- (4) 外部医療機関への受診については、対応を家族等に依頼することがある。
- (5) 宗教活動、政治活動、営利活動等は利用者の思想、信仰は自由とするが、他の利用者に対する活動はひかえること。

(法令との関係)

第46条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年10月1日に一部改正する。

平成21年1月1日に一部改正する。

平成21年4月1日に一部改正する。

平成23年4月1日に一部改正する。

平成24年6月1日に一部改正する。

平成24年10月1日に一部改正する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。